

鳥取県国民文化祭等参加推進事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (文化政策課長が別に定める日)

- 申請予定のある方は8月16日までに当課までお知らせください。
- 交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始 → この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了 → この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

- ※事業の完了とは：補助対象経費に係る支払いを全て完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日)

- 実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

- ・支払時期：事業完了後(精算払)
※事業開始前の支払い(概算払)をご希望の方は、交付申請時にお知らせください。
- ・提出書類：口座振込依頼書